

令和6年度 富良野市スキーライフ応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富良野市民を対象に、富良野スキー場のスキーリフト施設利用券(1日券)(以下「リフト券」という。)の購入費用を補助することで、スキー場の利用促進と健幸都市の形成を図るとともに、在住満足度やシビックプライドの醸成に寄与していくことを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この事業の対象者は、富良野市に在住し、かつ住民基本台帳に登録されている者とする。ただし、中学生以下を除く。

(助成額)

第3条 助成額は、リフト券(1日券)購入に限り、1人1回1,750円とし、1人5回分を限度とする。

(助成の申請)

第4条 リフト券の購入費用の助成を受けようとする者、またはその同一世帯員の者は、富良野市スキーライフ応援事業申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 助成を受けようとする者は、申請書を提出する際、現住所が記載された身分証明書を提示しなければならない。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、助成の可否を決定する。

2 スキーライフ応援クーポン券(以下「クーポン券」という。)の交付をもって、助成の決定とする。

3 クーポン券を交付後、いかなる事情が発生しても再交付はしないものとする。

(助成の有効期限)

第6条 助成有効期限は、クーポン券を交付した日の属する年度の3月7日までとする。

(費用の請求)

第7条 富良野スキー場は当月分のクーポン券を取りまとめ、翌月15日までに実績報告書及び受領者から受け取ったクーポン券を添付の上、市長に対し、費用の請求を行うものとする。ただし、有効期限の属する月分のクーポン券については速やかに費用の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により費用の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに富良野スキー場に対し、費用の支払いを行うものとする。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、偽り或其他不正の手段によりクーポン券を取得又は利用した者に対し、助成額相当の返還を求める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

富良野市スキーライフ応援事業申請書

申請日 年 月 日

申請者住所	富良野市	
申請者氏名	(ふりがな)	
連絡先(日中連絡の取れる電話番号)		

	必要な人の氏名	生年月日	本人確認書類	交付No
1		S・H . .	個・免・保・ 他()	
2		S・H . .	個・免・保・ 他()	
3		S・H . .	個・免・保・ 他()	
4		S・H . .	個・免・保・ 他()	
5		S・H . .	個・免・保・ 他()	

※ 必要な方全員分の現住所が記載された身分証明書の提示が必要です